

◆提案された項目

協議第17号

企画財政関係事業について（その2）

- 慣行の取扱い
市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。

名譽市民は、名譽市民として引き続き顕彰していく。

協議第18号

市民生活関係事業について（その1）

- 町名・字名の取扱い
益城町の区域は、「上益城郡益城町」を「熊本市益城町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。

交通指導員

社会教育関係団体及び補助金（地域づくり関係）

- 防犯灯設置補助金
- 町内自治会活動支援事業
- 地域コミュニティセンター運営・建設事業
- 行政広報施設補助金

協議第20号

子ども未来関係事業について（その1）

- 健康教育（母子保健）
熊本市の保健福祉センター等で実施されている事業は、新市の事業として継続する。

投票の方法（第七条第一項）

- 合併に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら〇の記号を記載。

投票結果の尊重（第十五条）

- 町長及び町議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

歯科保健推進事業

乳幼児経過観察健診

- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 公立保育所一時保育事業
- 公立幼稚園保育料等

協議第24号

教育関係事業について

- 通学区域（小・中学校）
校区については現状を引き継ぐ。ただし、熊本市に隣接する地区においては、保護者、地域住民の意向を聞きながら、校区の変更や緩衝地区の設定について対応する。スクールバスは、当分の間現行のとおり継続する。
指定校変更、区域外就学の基準は、熊本市の例に統一する。

少人数学級

- 育英奨学金（育英事業）
- 図書館の施設管理運営
- 教育内容充実経費・学びノート教室開催経費

費

- 各種体育施設
管理方法は熊本市の例に統一する。料金は現行のとおり継続する。
- 各種大会（出場）補助金等
- 各種大会等
- 社会教育関係団体及び補助金
- 公民館使用料

